

第25期 第2回

# 定例農業委員会総会

## 議 事 録

令和5年7月31日

伊予市農業委員会

# 第 2 5 期

## 第 2 回定例農業委員会総会議事録

令和 5 年 7 月 3 1 日（月）午後 1 時 3 0 分から、伊予市役所において第 2 回定例農業委員会総会を開催する。

### 出席者

農業委員会委員	1 8 名
農地利用最適化推進委員	6 名
事務局	局長
	次長
	係長

### 議事日程

（議案）

第 4 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	8 件
第 5 号	相続税納税猶予適格者証明について	1 件
第 6 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	2 件
第 7 号	伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（農振除外）	2 件
第 8 号	非農地判断について	3 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第2回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

御着席下さい。

本日の開催にあたり、議席番号●●番 ●●委員より欠席のご連絡がございましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして篠崎会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

**議事録署名委員の指名**

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●●委員」

「●●番 ●●委員」

よろしく願いいたします。

#### **議案第4号**

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

##### **1番**

譲渡人 大平 ●●さん

譲受人 松山市 ●●さん

申請地 下唐川●● 畑 ●●m<sup>2</sup>

申請理由（譲受人）新規就農

（譲渡人）農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページのとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1は新規就農案件でございますので、ご本人さんから、農業経営について発表をしていただきます。●●さん、よろしくお願いいたします。

●●さん

こんにちは。松山に住んでいる●●と申します。

(営農計画の説明)

議長

ありがとうございました。委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。はいどうぞ。

●●委員

元は農家であったということをお聞きしましたが、どのような農業をされていらっしゃるのか。また、キウイ栽培の経験はいかがでしょうか。

●●さん

経験としては素人です。栽培の喜びを得るとともに、農地をきれいに管理しておきたいという気持ちです。質問のお答えになっていないかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

議長

他にございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

●●委員

私の自宅の近所にも、松山市から農作業にあたっている方がいらっしゃいますが、遠方ということもあり、草刈がこまめにできないといったことがあります。できれば周りに迷惑がかからないように、草刈はこまめにやって欲しいと思います。

●●さん

ありがとうございます。私共の農地は、たぶん、綺麗に草刈を行っているのではないかと思います。今後もそのようにしていきたい。そうしないと農業をやっている意味がないと思っておりますので、より気合を入れてやっていきたいと思えます。

議長

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

●●委員

前任委員からも説明を受けておりましたが、がけ地のために管理が困難であり、何とかしないといけないと区長時代から考えていましたが、現在は綺麗に整地し管理いただいていたりと、住宅を借りていただいたり、地元として助かっております。ただ、キウイというのは販売が難しく、追熟の必要もある作物なので、ゆくゆくはJAの部会に入っただくなど検討いただき、地域とともに営農に取り組んでいただけたらと思えます。よろしくお願ひします。

●●さん

キウイは収穫・販売までの行程に手間がかかることは承知していますが、地域と、従業員の若い者と一緒に盛り上げて、やっていきたいと思えます。

議長

他にございませんでしょうか。

無いようでしたら、●●さんには地域の方々と協力してやっていただきたいと思えます。ありがとうございました。

●●さん

ありがとうございました。

議長

それではあらためまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

続いて番号2ですが、こちらは取下げとなりましたので、番号3について、事務局の説明をお願いします。

### 3番

譲渡人 上唐川 ●●さん

譲受人 松山市 ●●さん

申請地 上唐川●● 畑 ●●㎡

同じく●● 畑 ●●㎡

申請理由 (譲受人) 自家消費分を栽培

(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ3番のとおりです。

この方も、新規就農になるので、本来は総会に出席いただくところです。しかし、今年の4月から農地法が改正されて下限面積要件が撤廃されたことにより、家庭菜園程度での申請が可能になりました。自家消費分だけを栽培するような方に、総会に出席いただいても生産性の高い農業経営かを判断するようなことにはならず、委員からも質問することがないような状況になることから、担い手の営農に支障を生じないような農地取得であって、地元委員が申請者の出席は必要ないと判断した場合には出席を求めないという運用を行っています。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。また、議案説明書の1ページ3番に地元委員の意見も掲載しています。以上です。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。

続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

**4番**

譲渡人 大阪府 ●●さん

譲受人 双海町上灘 ●●さん

申請地 双海町上灘●● 畑 ●●㎡

申請理由 (譲受人) 家庭菜園

(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ4番のとおりです。

こちらの案件も、担い手が農業経営を行うような農地ではなく、地元委員さんからの意見のとおり家庭菜園でしか活用ができない農地です。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

ありがとうございます。番号4につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号4について承認いたします。

続いて、番号5につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

**5番**

譲渡人 双海町大久保 ●●さん

譲受人 双海町大久保 ●●さん

申請地 双海町大久保●● 田 ●●m<sup>2</sup>

譲受人の耕作面積 ●●m<sup>2</sup>

申請理由（譲受人）経営規模拡大

（譲渡人）農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

5番以降の案件は、既存の農家さんが経営規模拡大のための申請になります。

なお、農地譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ5番のとおりです。

法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

地元委員の意見も議案説明書の1ページ5番のとおりです。以上です。

議長

ありがとうございます。番号5につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長

無きようでしたら、番号5について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

（承認）

議長

ありがとうございます。番号5について承認いたします。

続いて、番号6につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

**6番**

譲渡人 双海町高岸 ●●さん

譲受人 伊予郡松前町 ●●さん

申請地 双海町高岸●● 畑 ●●m<sup>2</sup>



同じく●●畑 ●●m<sup>2</sup>

譲受人の耕作面積 ●●m<sup>2</sup>

申請理由（譲受人）家庭菜園⇒経営規模拡大

（譲渡人）農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

なお、農地譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ6番のとおりです。

法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

地元委員の意見も議案説明書の1ページ6番のとおりです。以上です。

議長

ありがとうございます。番号6につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長

無いようでしたら、番号6について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

（承認）

議長

ありがとうございます。番号6について承認いたします。

続いて、番号7につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

### 7番

譲渡人 神奈川県 ●●さん

譲受人 松山市 ●●さん

申請地 上野●●田 ●●m<sup>2</sup>

同じく●●田 ●●m<sup>2</sup>

同じく●●田 ●●m<sup>2</sup>

譲受人の耕作面積 ●●m<sup>2</sup>

申請理由（譲受人）経営規模拡大

（譲渡人）農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

なお、農地譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ7番のとおりです。

法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。  
地元委員の意見も議案説明書の1ページ7番のとおりです。以上です。

議長

ありがとうございます。番号7につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無きようでしたら、番号7について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号7について承認いたします。  
続いて、番号8につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

### 8番

譲渡人 下三谷 ●●さん

譲受人 下三谷 ●●さん

申請地 下三谷●● 田 ●●㎡  
他●●筆 合計●●㎡

譲受人の耕作面積 ●●㎡

申請理由 (譲受人) 生前贈与

(譲渡人) 生前贈与

権利の種類 贈与による所有権移転

なお、農地譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ8番のとおりです。  
法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。  
地元委員の意見も議案説明書の1ページ8番のとおりです。以上です。

議長

ありがとうございます。番号8につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号8について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号8について承認いたします。

### 議案第5号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、次のとおり農業委員会の承認を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

被相続人 松山市 ●●さん

相続人 松山市 ●●さん

申請農地 上吾川●● 田 ●●㎡

他●●筆 合計●●㎡

相続開始 令和4年10月8日

今回の申請農地については、上吾川●●のみが自作地で、管理されていることは確認済みです。また、それ以外の農地は、市場の●●氏に令和5年6月1日から6年間の利用権設定がされています。以上から相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長

ありがとうございます。議案第5号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第5号について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第5号について承認いたします。

### **議案第6号**

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

#### **番号1**

譲渡人は、愛知県犬山市 ●●さん

譲受人は、双海町上灘 ●●さん

土地所在地は、双海町上灘●●

登記地目及び面積は、田で、●●㎡

転用目的は、露天駐車場で、転用面積は、同じく●●㎡

使用貸借権設定によるものです。

議案説明書は5ページ上段を、申請地説明図は2ページから4ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、譲受人は近隣で、●●を営んでいらっしゃいますが、現在借用している店舗来客用の駐車場への進入路が狭く、県道に路上駐車が発生するなどしているため、これを解消すべく今回の申請に至ったものでございます。

申請地は双海町上灘に位置し、住宅等が練たんしている第2種農地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

なお、地元委員からのご意見については、前委員より、特に問題なしとの回答をいただいております。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

### 番号2

譲渡人は、双海町上灘 ●●さん

譲受人は、双海町上灘 ●●

土地所在地は、双海町上灘●●

登記地目及び面積は、畑で、●●㎡

転用目的は、工事用道路とありますが、正しくは露天資材置場との訂正がございましたので、お手数ですがお手元の資料にある「工事用道路」を「露天資材置場」と訂正をお願いいたします。転用面積は、同じく●●㎡

賃貸借権設定による一時転用でございます。

議案説明書は5ページ下段を、申請地説明図は5ページから7ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、●●を請け負う譲受人が、●●工事に必要な資材を搬入・仮置きするための場所を確保すべく今回の申請に至ったものでございます。

申請地は双海町上灘に位置し、工事内容から、今回の一時転用の申請はやむを得ないものと考えられます。地元委員からのご意見については、前委員より、特に問題なしとの回答をいただいております。

なお、当該農地は農振農用地のため、8月の愛媛県農業会議常設審議委員会へ諮問することとなります。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

### 議案第7号

伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地から除外の申出があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

#### 番号1

申出人は、上三谷 ●●

土地所有者は、下三谷 ●●さん

土地所在地は、上三谷●●

登記地目及び面積は、畑で、●●㎡

露天資材置場への転用を目的とした、農振除外の申出となります。

議案説明書は、6 ページ上段を、申請地説明図は、8 ページから 10 ページをご覧ください。

今回の農振除外申出に至った理由でございますが、申出人は、●●業等で業績を伸ばしており、取扱資材等が増加したことや、作業効率及び事故防止の観点から、新たな資材置場を確保することが急務となり、今後の事業拡張も踏まえ、今回の申出に至ったものでございます。

本申出の内容は、農業振興課による書類審査では妥当と判断されており、農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件を確認済で、個別除外による対応も止むを得ないものと判断されます。

なお、地元委員からのご意見については、前委員より、特に問題なしとの回答をいただいております。以上でございます。ご審議の程よろしく願いたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

### 番号2

申出人は、双海町大久保 ●●さん

土地所有者は、同じく ●●さん

土地所在地は、双海町大久保●●

登記地目及び面積は、田及び畑で、合計●●㎡

倉庫兼加工場及び焼却施設への転用を目的とした、農振除外の申出となります。議案説明書は、6 ページ下段を、申請地説明図は 11 ページから 13 ページをご覧ください。

今回の農振除外申出に至った理由でございますが、申出人は●●販売を主業務とする会社を経営しており、生産する●●の需要が増加傾向にあり、現在の施設では生産拡大を行うのに十分な広さを確保できないことから、今後の生産拡大に対応すべく今回の申出に至ったものでございます。

本申出の内容は、農業振興課による書類審査では妥当と判断されており、農振計画の変更に係る農振法第 13 条第 2 項の規定に基づく各要件を確認済で、個別除外による対応も止むを得ないものと判断されます。

なお、地元委員からのご意見については、前委員より、特に問題なしとの回答をいただいております。以上でございます。ご審議の程よろしく願いたします。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

### **議案第8号**

農地以外の目的に供する土地に係る農地法の適用を受けない旨の判断について、次のとおり農業委員会の承認を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

#### **番号1**

申出人及び土地所有者は、双海町大久保 ●●さん。

土地所在地は、双海町大久保●●他●●筆

登記地目及び面積は、田及び畑で、合計●●㎡

非農地判断を求めるものです。

議案説明書は7ページを、申請地説明図は14ページから17ページをご覧ください。

今回の非農地判断の理由でございますが、申出人の父親が昭和23年から平成5年の間に取得し、令和元年に申出人が相続したものの、農業経営を行っておらず、平成15年以降は十分な管理ができないままであり、また、一部は道路拡幅工事に伴う道路及び擁壁となっているもので、今回、農地としての回復が困難であることから、非農地判断を求められているものでございます。

なお、地元委員からのご意見については、前委員より、特に問題なしとの回答をいただいております。以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)



議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。  
続いて、番号2について、事務局の説明をお願いします。

## 番号2

申出人及び土地所有者は、双海町大久保 ●●さん。

土地所在地は、双海町大久保●●

登記地目及び面積は、畑で、合計●●㎡

非農地判断を求めるものです。

議案説明書は7ページを、申請地説明図は18ページから20ページをご覧ください。

今回の非農地判断の理由でございますが、いずれも急傾斜地で耕作が困難であったため、30年程前に植林を行ったものの、十分な管理ができず、不耕作のまま山林化したもので、現状回復が困難であることから、今回、非農地判断を求められているものでございます。

なお、地元委員からのご意見については、前委員より、特に問題なしとの回答をいただいております。以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。  
続いて、番号2について、事務局の説明をお願いします。

事務局

### 番号3

申出人は、香川県高松市 ●●さん

土地所有者は、●●と、その父親で故人である●●さん。

土地所在地は、双海町大久保●●他●●筆

登記地目及び面積は、田及び畑で、合計●●㎡

非農地判断を求めるものです。

議案説明書は7ページを、申請地説明図は21ページから23ページをご覧ください。

今回の非農地判断の理由でございますが、いずれも先代から引き継いだ農地でしたが、申出人が地元を離れて40年以上となり、地元で親族もおらず、その結果、十分な管理ができなかったため山林化したことから、今回、非農地判断を求められているものでございます。

なお、地元委員からのご意見については、前委員より、特に問題なしとの回答をいただいております。以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。

それでは事務局からの連絡事項がありましたらお願いします。

(事務局連絡事項)

議長

無ければ、次回は8月31日(木曜日)午後4時より、伊予市役所で開催します。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●●委員」

「●●番 ●●委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。

以上をもちまして、第2回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

篠崎会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後2時49分 閉会)

年 月 日

議 長

---

議事録署名人

---

---